明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○特定秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令（三三五）　三
○特定秘密の保護に関する法律施行令（三三六）　三
○内閣府本府組織令等の一部を改正する政令（三三七）　六
○所得税法施行令の一部を改正する政令（三三八）　七
○過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令（三三九）　八
○過労死等防止対策推進協議会令（三四〇）　八

〔府　令〕

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六八）　八

〔規　則〕

○指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委一〇）　八
○除籍が滅失した件（法務四三七～四四一）　八
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同四四二、四四三）　九
○重要無形文化財の保持者の認定及び指定が解除された件（文部科学一五二）　九
○選定保存技術の保持者の認定及び選定が解除された件（同一五三、一五四）　九
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁四四、四五）　九
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同四六）　一〇
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通一〇三一、一〇三二）　一〇
○航路標識に関する件（海上保安庁一一九、一二〇）　一〇

〔国会事項〕

内閣　外務省　一二

〔人事異動〕

内閣　外務省　一二

〔官庁報告〕

官庁事項

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示（総務省）　一二
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一三
労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一三

〔公　告〕

諸事項

官庁

公示送達関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

特殊法人等

企業年金基金設立関係　二九

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇特定秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三三五号）（内閣官房）

特定秘密の保護に関する法律（平成二五年法律第一〇八号）の施行期日は、平成二六年一二月一〇日とすることとした。

◇特定秘密の保護に関する法律施行令（政令第三三六号）（内閣官房）

1　総則

特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とすることとした。（第一条関係）

2　特定秘密の指定等

(一)　特定秘密の指定

(1)　法第三条第一項の政令で定める者は、検事総長等とすることとした。（第二条関係）

(2)　法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、法第二条第一号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）の長等とすることとした。（第三条関係）

(3)　指定に関する記録の作成は、指定及びその解除を適切に管理するための帳簿に指定をした年月日等を記載し、又は記録することにより行うものとした。（第四条関係）

(4)　特定秘密の表示は、特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法等によりするものとした。（第五条関係）

(5)　法第三条第二項第二号の規定による通知は、指定の有効期間が満了する年月日等を記載した書面により行うものとした。（第六条関係）

(二)　指定の有効期間及び解除

(1)　行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間が満了したときは、特定秘密の表示の抹消等の措置を講ずるものとした。（第八条関係）